

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する長泉町職員対応要領

平成29年3月24日訓令甲第1号

改正

令和6年3月19日訓令甲第3号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する長泉町職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。）に基づき、法第7条に規定する事項に関し、長泉町職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和6年訓令甲3号〕

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別に定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する長泉町職員対応要領に係る留意事項（以下「留意事項」という。）に留意するものとする。

一部改正〔令和6年訓令甲3号〕

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げ

る事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的な配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第6条 町長は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談等に的確に対応するため、行政課及び福祉保険課に相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口が相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールの他、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者等のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第7条 町長は、職員に対して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施するよう努めるものとする。

- 2 町長は、職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、職員が障害者に適切に対応することができるよう、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日訓令甲第3号）

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。